

# 新居浜市認可保育所における重大事故の再発防止のための 検証委員会報告書(概要)

## 事故の概要

- 日 時：令和5年5月16日（火） 10時30分頃
- 場 所：新居浜市内認可保育所
- 対象児童：0歳8か月（事故当時） 男児
- 概 要：離乳食を喫食中に窒息状態となり、救急搬送された。病院搬送時は、意識不明、心肺停止状態であり、病院で心拍が回復したが、現在も意識不明の状態である。

## 事故の発生要因

病院搬送後、気管挿管時には分泌物や異物は吸引されなかったが、離乳食の刻んだ生のりんごが、泣いて息を吸った瞬間に気道を閉塞し、窒息につながった可能性が高いと考えるが、離乳食の提供方法や誤嚥リスクの認識不足等、複数の問題点が重なった結果、事故につながったと考える。

## 問題点及び課題

### ●保育の現場における問題点及び課題

#### (1) 子どもの成長や発達に応じた離乳食に提供について

- ・本児及び離乳食（中期）の園児に対し、刻んだ生のりんごを提供しており、国のガイドラインに沿った提供を行っていなかった。
- ・ガイドラインの内容が職員に浸透しておらず、生のりんごの提供が重大な誤嚥リスクにつながる可能性があるという認識が低かった。
- ・離乳食の調理方法について、標準化されたマニュアルが整備されていなかった。

#### (2) 離乳食に関する聞き取りと情報共有について

- ・離乳食に関する聞き取り内容が統一されていなかった。
- ・保護者から聞き取った家庭での離乳食の状況が、調理現場に十分伝わっていなかった。
- ・聞き取った内容を施設内で情報共有する十分な期間がなかった。
- ・離乳食の提供段階を決定する明確なプロセスが決まっていなかった。

#### (3) 離乳食の提供方法について

- ・慣らし保育期間という環境において、本児の体調や機嫌をよく観察したうえで、ミルクのみで対応する、口に運ぶ前に食べやすい形状にするなどの配慮がされなかった。

#### (4) 事故発生時の対応について

- ・119番通報時に、詰まった物の大きさや形状についての情報を伝えていなかった。
- ・通信指令員からの指示が、通報した保育士以外の現場の保育士に直接聞こえていなかった。
- ・通信指令員に、事故現場の状況等の情報が正確に伝わっていなかった。
- ・窒息時に、胸骨圧迫が呼吸補助と異物除去に有効であるという認識がなく、胸骨圧迫が行われなかった。

#### (5) 乳児の慣らし保育について

- ・0歳児の担当職員について、乳児保育の経験の有無や年数等を考慮した配置がされていなかった。
- ・子どもの体調や喫食状況に応じ、子どもの気持ちに寄り添った丁寧な対応ができていなかった。

#### (6) 各種マニュアルの整備、施設内の情報共有、職員研修について

- ・各種マニュアルやガイドラインが、全職員に伝わっているかを確認するチェック機能がなかった。
- ・危機管理マニュアル等について、誤嚥や保育事故対応に関する記載が限定的なものとなっていた。
- ・調理に関する施設独自のマニュアルはなく、調理員や保育士が離乳食に関する研修を受講する機会がほとんどなかった。

## ●行政の対応に関する問題点及び課題

### (1) 各保育施設への通知等の周知について

- ・国のガイドライン等の周知方法は、メールで伝達することがほとんどであり、その内容が各施設職員に浸透していなかった可能性がある。

### (2) 施設職員の研修について

- ・職員研修は、各施設の研修計画に委ねられているが、市保育協議会主催の研修においても、離乳食に重点をおいた研修は実施されていなかった。

### (3) 事故後の対応について

- ・本児の保護者、当該施設の他の保護者及び保育士等に対する心理的支援のフォローアップが十分ではなかった。

### (4) 救急通報を受けた際の対応について

- ・通信指令員と施設職員との間で、喉に詰まらせた物の大きさや形状に関する認識がずれていた可能性がある。
- ・胸骨圧迫の指示を行ったが、事故現場の混乱や通報者の動揺により正確に伝わっていなかった。

## 再発防止のための提言

### ●保育の現場における問題点に対する提言

#### 【提言1】 乳幼児は咀嚼・嚥下機能が未発達であり、誤嚥・窒息のリスクが高いことを認識すること。

- ・国が発出している各種ガイドライン等を職員全員に周知徹底し、乳児の誤嚥・窒息のリスクと離乳食の提供方法を正しく理解すること。
- ・調理に関するマニュアル等に基づき、調理作業の標準化を行うこと。
- ・誤嚥リスクのある食材や離乳食の提供方法について、保育・調理現場双方で情報共有し、協議体制を整えること。
- ・離乳食の提供に際しては、月齢で判断せず、子どもの発達や体調に応じた段階から始めること。
- ・離乳食の検食を行い、安全・安心な食の提供に努めること。

#### 【提言2】 離乳食の提供に関し、保護者との情報連携を確実に行うこと。

- ・離乳食の摂食状況の聞き取りについては、双方で認識の相違が生じないよう、写真や実物を示して合意を得るなどの改善を行うこと。聞き取り内容のばらつきが生じないよう、統一した聞き取りを行い、確実に調理現場と情報共有し、計画的に離乳食を開始すること。

#### 【提言3】 子どもの発達とその日の体調に合わせた離乳食の提供を行うこと。

- ・食事前や食事中に適宜水分を与えるとともに、泣いている時は無理に食べさせないなど、基本的な誤嚥防止対策を守ること。
- ・保育士は子どもの様子をよく観察し、無理に離乳食を進めずミルクで対応する、口に運ぶ直前にも食べやすい形状に変更する、食事時間を変更するなど、個別の対応を行うこと。

#### 【提言4】 様々な事故を想定したシミュレーション訓練等を継続して行い、子どもの命を守るための知識や技術を保育に携わる全職員が身につけること。

- ・事故等の緊急時に、全職員が迅速かつ的確な対応を行うことができるよう、職員の役割分担を明確にし、かつ柔軟に対応できるよう訓練を行うこと。
- ・救急要請時に、必要な情報を正しく伝えられるよう、施設的全職員に周知徹底すること。また、通信指令員の指示内容が、複数の保育士が正確に共有できるよう、ハンズフリー機能を活用すること。
- ・胸骨圧迫が、呼吸補助にも異物除去にも有効であることを全職員が認識すること。

#### 【提言5】 慣らし保育期間中は、子どもの心身に負担がかかり、事故等のリスクが高い期間であることを認識し、より丁寧な保育を行うこと。

- ・慣らし保育期間中は、子どもの様子をよく観察し、わずかな様子の異常や変化から子どもの気持ちを汲み取り、丁寧な保育を行うこと。
- ・0歳児の担当職員については、保育経験の多寡を考慮した保育士配置を行い、乳児保育に必要な知識や技術を継続的に指導できる体制にすること。

#### 【提言6】 事故対応マニュアルを実効性のあるものにするとともに、全職員に確実に浸透させること。研修の機会を確保し、職員の保育の質の向上に取り組むこと。

- ・事故対応マニュアルは定期的に見直しを行い、実効性のあるものにする。
- ・国からの通知などは、全職員に確実に浸透するよう改善すること。
- ・離乳食の作り方や食べさせ方に関する研修を積極的に実施し、乳児保育や離乳食に関する知識や技術の向上を図ること。
- ・救急救命講習を定期的に行うとともに、様々な事故を想定したシミュレーション訓練を行うこと。

## ●行政の対応に関する課題に係る提言

### 【提言1】 各保育施設等への通知は、確実に伝わるよう工夫を行うこと。

- ・行政からの通知は頻繁にあり、ガイドライン等は膨大な量があるため、施設職員に確実に周知できるよう工夫を行うこと。園長会等において啓発を行う、施設訪問時に直接通知を行うなどの周知徹底を図ること。
- ・情報共有の効率化のため、ICT化の推進を支援すること。

### 【提言2】 保育施設等職員を対象にした研修の充実を図り、事故防止対策を強化すること。

- ・新任調理員研修会では、離乳食に関しても重点的に行い、各施設においても園内研修ができるよう情報提供を行うこと。
- ・市内全保育士を対象とした救急救命講習を今後も継続して実施し、実践的なものにする。

### 【提言3】 事故発生後の関係機関との連携・協力体制の充実を図ること。

- ・重大事故が発生した際、保護者や保育士等への心理的支援を行える体制を整えること。
- ・子どもや保護者に対する生活支援等が必要な場合に、相談先に関する情報提供を行うとともに、関係機関との連絡・調整が適切なタイミングで行われる支援体制の充実を図ること。

### 【提言4】 より迅速かつ正確な情報共有と適切な意思疎通ができる、救急通報システムの向上に努めること。

- ・救急通報を受けた際、通報者が動揺していても、正確に応答できる聴取ができるよう、様々な状況を想定した応答訓練を継続すること。
- ・通報者にハンズフリー機能への切り替えを促すことや、正しい119番通報の啓発を行い、より迅速で正確な救急通報システムの向上に努めること。

## 新居浜市特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会

### <委員会開催状況>

- 設置：令和5年6月15日
- 会議：令和5年7月5日から令和6年3月25日までの間、6回開催

### <委員名簿>

委員区分	団体名等	役職名	氏名
学識経験者	松山東雲短期大学	保育科科长 准教授	木下 マギ 岡田 恵
医師	愛媛県医師会	理事	木村 ヨシ 大藤 佳子
法律関係者	東予総合法律事務所	弁護士	ウシノ マサリ 丑野 雅紀
管理栄養士	愛媛県今治保健所	健康増進課 主幹	ヤマウチ ヒロミ 山内 宏美
教育・保育施設関係者	新居浜市保育協議会	副会長	イダ ヒトミ 井田 仁美

(問い合わせ先)

新居浜市福祉部こども局 こども保育課

電話：0897-65-1582